

火力電源入札募集要綱案について

平成27年6月30日

四国電力株式会社

- 当社は、火力設備の高経年化が進んでいることを踏まえ、長期にわたる供給力確保と電力供給の効率化を図る観点から、資源エネルギー庁策定の「新しい火力電源入札の運用に係る指針」（以下、「ガイドライン」）にもとづき、自社応札を前提とした火力電源の入札募集を実施することとしました。
- 入札実施にあたり、ガイドラインに則り、当社が作成した「平成27年度火力電源入札募集要綱案（以下「要綱案（見直し前）」）に対する提案募集（RFC）を実施するとともに、いただいたご提案を踏まえた要綱案（以下「要綱案（見直し後）」）を策定いたしました。
- 火力電源入札WGにおいて、要綱案（見直し後）のガイドラインへの適合について、ご確認をお願いいたします。

〔これまでの経緯〕

平成27年 3月31日	・ 平成27年度供給計画の届出 ・ 入札募集実施の公表（プレス発表） ・ 当社ホームページに、火力電源入札専用サイトを開設 (http://www.yonden.co.jp/business/dealing/thermal/index.html)
4月17日	・ 要綱案（見直し前）の公表 ・ 要綱案（見直し前）に関する事前説明会開催（参加者数：22社 34名）
4月17日～ 5月15日	・ 要綱案（見直し前）に対する提案募集（RFC） － 合計11件のご提案
6月23日	・ 提案募集（RFC）でいただいたご提案への回答公表

1. 要綱案（見直し前）の概要

1. 要綱案（見直し前）の概要（1/6）

- 以下を概要とする「要綱案（見直し前）」について、提案募集(RFC)により広くご提案を募集

1. 募集概要／入札条件

募集規模	50万kW
受給開始時期	平成34年4月～平成36年6月
受給期間	15年間を基本とし、10～20年の範囲（1年単位で設定）
年間基準利用率	65%～75%
主な入札条件	（1）上限価格 応札者の判定価格※が上限価格（当社の自社応札価格から算定する判定価格）以下となること（なお、上限価格は非公表） ※ 判定価格＝（入札価格－潮流改善評価割引額±CO2対策コスト）÷（1－事業税率）
	（2）利用率変動許容性 年間利用率が基準利用率から±10%まで調整可能であること
	（3）遵守すべき法令・基準等 発電設備は、電気事業法、計量法および環境関係諸法令等の発電事業に関連する諸法令を遵守していること
	（4）系統アクセス 接続検討を応札までに終了し、応札者が設定する受給開始日までに営業運転を開始できる見込みであること

1. 要綱案（見直し前）の概要（2/6）

2. 評価方法

評価方法	価格要素および非価格要素をポイント化し、総合ポイントが高いものから順位付け 総合ポイント（最大100 P） ＝ 価格要素ポイント（最大80 P） + 非価格要素ポイント（最大20 P）																																																													
価格要素	評価価格（円/kWh）＝ 判定価格＋電源線等以外工事費（一般負担分） 価格要素ポイント ＝ $\frac{\text{全応募者のうち、最安値の評価価格（円/kWh）}}{\text{当該応募者の評価価格（円/kWh）}} \times 80P$																																																													
非価格要素	<table><tr><td></td><td>加点項目</td><td colspan="2">加点条件</td><td>配点</td></tr><tr><td rowspan="5">1</td><td rowspan="5">需給運用の弾力性</td><td rowspan="2">起動停止</td><td>DSS機能を有するもの</td><td>2</td></tr><tr><td>WSS機能を有するもの</td><td>1</td></tr><tr><td colspan="2">ガバナフリー、AFC機能の両方を有するもの</td><td>5</td></tr><tr><td rowspan="2">最低負荷</td><td>20%以下</td><td>1</td></tr><tr><td>30%以下</td><td>0.5</td></tr><tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">通告期限の弾力性</td><td rowspan="3">受給最大電力の40%以下での連続運転が可能な設備であり、かつ通告期限が右を満たすもの</td><td>OTM機能を有し、指令に追従できるもの</td><td>6</td></tr><tr><td>当日まで変更可能</td><td>4</td></tr><tr><td>前日まで変更可能</td><td>2</td></tr><tr><td>3</td><td>利用率変動許容性</td><td colspan="2">利用率変動許容性を±15%まで許容するもの</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">送電端熱効率</td><td colspan="2">熱効率がBAT基準の（A） + 1.0%以上のもの</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">熱効率がBAT基準の（A） 相当のもの</td><td>1</td></tr><tr><td>5</td><td>燃料調達の確実性</td><td colspan="2">燃料調達の具体的計画を有しているもの</td><td>1</td></tr><tr><td>6</td><td>環境負荷への配慮</td><td colspan="2">環境負荷の良い燃種（LNGやバイオマス等）を使用するもの</td><td>1</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">合 計 （最大）</td><td>20</td></tr></table>						加点項目	加点条件		配点	1	需給運用の弾力性	起動停止	DSS機能を有するもの	2	WSS機能を有するもの	1	ガバナフリー、AFC機能の両方を有するもの		5	最低負荷	20%以下	1	30%以下	0.5	2	通告期限の弾力性	受給最大電力の40%以下での連続運転が可能な設備であり、かつ通告期限が右を満たすもの	OTM機能を有し、指令に追従できるもの	6	当日まで変更可能	4	前日まで変更可能	2	3	利用率変動許容性	利用率変動許容性を±15%まで許容するもの		2	4	送電端熱効率	熱効率がBAT基準の（A） + 1.0%以上のもの		2	熱効率がBAT基準の（A） 相当のもの		1	5	燃料調達の確実性	燃料調達の具体的計画を有しているもの		1	6	環境負荷への配慮	環境負荷の良い燃種（LNGやバイオマス等）を使用するもの		1			合 計 （最大）		20
	加点項目	加点条件		配点																																																										
1	需給運用の弾力性	起動停止	DSS機能を有するもの	2																																																										
			WSS機能を有するもの	1																																																										
		ガバナフリー、AFC機能の両方を有するもの		5																																																										
		最低負荷	20%以下	1																																																										
			30%以下	0.5																																																										
2	通告期限の弾力性	受給最大電力の40%以下での連続運転が可能な設備であり、かつ通告期限が右を満たすもの	OTM機能を有し、指令に追従できるもの	6																																																										
			当日まで変更可能	4																																																										
			前日まで変更可能	2																																																										
3	利用率変動許容性	利用率変動許容性を±15%まで許容するもの		2																																																										
4	送電端熱効率	熱効率がBAT基準の（A） + 1.0%以上のもの		2																																																										
		熱効率がBAT基準の（A） 相当のもの		1																																																										
5	燃料調達の確実性	燃料調達の具体的計画を有しているもの		1																																																										
6	環境負荷への配慮	環境負荷の良い燃種（LNGやバイオマス等）を使用するもの		1																																																										
		合 計 （最大）		20																																																										

3. 落札候補者および落札者の決定

落札候補者の選定	総合ポイントが上位の応札者から受給最大電力を累計し、50万kWに達する応札者までを落札候補者として選定
当落線上の扱い	50万kWに達する最後の応札者までの受給最大電力の累計量が60万kWを超える場合は、以下により落札候補者を選定 （1）当社は、50万kWに達する最後の応札者に対して、受給最大電力の累計量が60万kWとなる必要量の入札価格の再算定および非価格要素の再検討を依頼 （2）当該応札者の再算定後の入札価格および非価格要素の結果にもとづき、改めて総合ポイントを算定し、当該応札者の次順位の応札者の総合ポイント（同様に再算定が必要な場合は再算定後の値）と比較し、ポイントが高い応札者を落札候補者として選定 （3）当社の指定する期日までに再算定後の入札価格等を提出しない場合や、再算定後の入札価格が上限価格を超える場合は、当該応札者の次順位の応札者を対象として、落札候補者を選定 （4）（1）～（3）の選定方法にもとづき、50万kWに達する最後の応札者までの受給最大電力の累計量が60万kW以内となるまで、落札候補者の選定を実施
落札者の決定	落札候補者の決定後、評価報告書案を中立的機関に提出し、了承いただいた後に、落札候補者を落札者として決定

4. 主な契約条件

発電設備の 運用条件	発電設備の運用は、以下のとおり実施 （１）落札者は、毎年、翌年度以降３年間の発電設備の停止計画を当社に提出。当社は落札者と協議のうえ、翌年度以降２年間の停止計画について決定 （２）落札者は、停止計画にもとづき、「年間供給可能電力量」を算定し、当社に通知 （３）当社は、翌年度の各日の受給パターンおよび「年間受給電力量」を落札者に通告 ただし、年間受給電力量は、年間基準電力量から±10%の範囲内、かつ年間供給可能電力量が上限 （４）当社は、毎月25日までに翌月の受給パターンを落札者に通告。また、毎週月曜日を通告期限とし、翌週分の30分毎の受給電力量（＝通告電力量）を落札者に通告 （５）当社は、需給状況等やむを得ない事由がある場合は、通告期限以降であっても、落札者と協議のうえ、通告電力量を変更可能 ただし、通告電力量の年度累計は、年間受給電力量から±10%の範囲内、かつ年間供給可能電力量が上限 なお、通告電力量の年度累計が年間基準電力量から10%を超えて下回った場合は、発電効率の低下に対する補正（電力量料金の加算）を実施
発電余力の活用	当社の通告電力量（30分値）が、受給最大電力を2で除した値に相当する電力量を下回る場合、落札者は、その差分について、余力活用（新電力や卸電力取引所等への販売）が可能

4. 主な契約条件（つづき）

受給料金 (二部料金制)		(1) 基本料金 : 資本費と運転維持費の合計（年額の1/12を毎月支払い） ・資本費……入札時の年度別費用で固定。ただし、以下の補正を実施 － 電源線等工事費の確定精算 － 土木建築工事費の物価補正（選択制） ・運転維持費……入札時の年度別費用を基本とし、物価変動率により年度毎に調整 (2) 電力量料金 : 各月の実績受給電力量に電力量料金単価を乗じた金額 ・電力量料金単価 = 燃料本体費単価 + 燃料調達諸経費単価 － 燃料本体費単価は、月毎にCIF価格の変動率により調整 － 燃料調達諸経費単価は、年度毎に物価変動率により調整
ペナルティ	通告超過	通告電力量に対する発電超過が生じた場合に、超過電力量に「電力量料金単価×1/2」を乗じた額を当該月の電力量料金から減額（通告電力量の3%までは免責）
	通告未達	通告電力量に対する発電未達が生じた場合に、未達電力量に「基本料金年額÷年間受給電力量×2」を乗じた額を当該月の基本料金から減額（通告電力量の3%までは免責）
	停電	発電設備の事故等により供給の全部または一部を停止した場合、発生から2時間を限度に、停電電力量に「基本料金年額÷年間受給電力量×2」を乗じた額を当該月の基本料金から減額
	超過停止	発電設備の事故等により供給の全部または一部を停止した場合の停止電力量に「基本料金年額÷年間受給電力量×2」を乗じた額を当該月の基本料金から減額
	当社の 通告不足	当社の通告電力量の年度累計が、当初通告値である年間受給電力量を10%を超えて下回った場合、その下回った電力量に「電力量料金単価×1/2」を乗じた額を年度末に支払い

1. 要綱案（見直し前）の概要（6/6）

4. 主な契約条件（つづき）

契約保証金		落札者は、受給開始に至るまでの契約履行の担保として、契約保証金を当社に預託 ※ 契約保証金 = 入札価格 × 年間基準電力量 × 10% ※ 金融機関が発行する保証書等により、契約保証金の預託に代えることが可能
受給開始日の変更		契約締結後に、受給開始日を変更する必要がある場合は、相手方に対して変更の申し出を行い、新たな受給開始日について協議可能（1年を超える繰り延べは不可） 受給開始日が遅延した場合、遅延補償金（契約保証金 ÷ 365日 × 遅延日数）が発生
契約解除時の補償	受給開始前	落札者に責：①契約保証金に相当する金額 ②当社の系統アクセス設備の建設工事費および撤去費用の実費 当社に責：①契約保証金の返還 ②契約保証金に相当する金額 ③落札者の供給設備の建設工事費および撤去費用の実費
	受給開始後	落札者に責：①受給開始から解約時点までの入札価格（均等化前）と入札価格（受給期間で均等化した価格）の差額精算 ②系統アクセス設備の残存価額および撤去費用の実費 ③上限価格と判定価格の差額の残存契約期間に対応する金額 当社に責：①通常生ずべき損失（逸失利益を含む）
受給期間満了後の取扱い		いずれか一方が、受給期間満了日の3年前までに契約の延長を申し出た場合、相手方は特別な事情がない限り、契約延長の協議を実施 落札者は、受給期間満了以降、当社以外の第三者へ販売することが可能

2. RFCでいただいたご提案および当社回答

2. RFCでいただいたご提案および当社回答（1/12）

- 4月17日から約1ヵ月間実施したRFCでは、11件のご提案をいただきました。
- ご提案の内容と当社の考え（回答）を以下に取りまとめましたので、ガイドラインへの適合性の観点からご確認をお願いいたします。

（1）年間基準利用率に関するご意見

項 目	ガイドライン	要綱案(見直し前)	ご提案	当社回答
年間基準利用率	【P7】 火力入札の募集規模は、運転条件別に指定することを基本とする。	【要綱案P4】 7 年間基準利用率 年間基準利用率は、65%～75%の範囲とする。	より安価な電源の確保のため、年間基準利用率の設定範囲の上限を80%まで拡大するべき。	年間基準利用率については、ベース電源としての利用率70%を基準とし、応札者が柔軟に対応できるよう±5%の幅を持たせて設定しております。80%までの拡大については、再生可能エネルギー電源の普及拡大が進む中、これに伴う本入札電源の出力抑制機会が増加する可能性も考慮すると、困難と考えております。なお、発電余力については、当社以外の第三者への販売による活用も可能としております。

(2) 上限価格に関するご意見

項 目	ガイドライン	要綱案(見直し前)	ご提案	当社回答
上限価格	【P8】 (入札実施会社が自社応札する場合) 落札した場合に実際に設置される電源の原価に基づき、他の応札者と同様の方法により算定する。落札価格が電気料金算定上の適正な原価とみなされることから、ここで設定される上限価格は、能率的な経営の下における適正なコストを前提とする必要がある(この場合、事前に上限価格を公表することは要しない)。	【要綱案P8】 10 入札する案件が満たすべき条件 (1)上限価格 入札価格に、潮流改善評価割引額およびCO2対策コスト等(当社が最終的なCO2排出係数の調整を行う場合)を考慮した判定価格が、上限価格(当社の自社応札の入札価格から算定する判定価格)以下となる必要がある。 なお、上限価格は公表しない。	貴社自社応札設備が、既存設備の全部又は一部を利用する場合及び既設設備を撤去する場合は、上限価格に所要のコストを含めるべきであり、算定方法を予めルール化し、入札要綱上で公表したうえで、落札候補者決定後に火力電源入札WGにおいて審査すべき。	当社の自社応札価格は、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」(以下、入札ガイドライン)に則り、「落札した場合に実際に設置される電源の原価に基づき、他の応札者と同様の方法により算定」いたします。このため、自社応札に限定した算定方法のルール化および入札要綱での公表は行いません。
			上限価格は、公平性の観点から、事後的に落札結果について検証を行うことが可能となるよう、手続き上問題の無い時点において、算定根拠を含め公表すべき。	上限価格は、当社の自社応札価格にもとづく判定価格としておりますが、落札結果については、自社応札価格の妥当性も含め、中立的機関の審査を経たものとなりますので、公平性は確保されるものと考えております。
			上限価格は契約解約時における「得べかりし利益の賠償額」算定に用いられるため、入札締切後であっても公表されているべき。	上限価格は公表いたしません。落札者には契約締結時に開示することを要綱案に明記しております。 ※ スライド番号30「参考2 契約解除時の補償内容(受給開始後/落札者に責)」を参照

(2) 上限価格に関するご意見 (つづき)

項 目	ガイドライン	要綱案(見直し前)	ご提案	当社回答
上限価格 および 総合評価方式	【P11】 (a)応札の最低条件 ①上限価格 入札実施会社が設定した上限価格を下回る(上限価格を含む)。 (b)評価項目 価格要素の他に非価格要素による評価を可能とし、価格要素と併せて自己判定し得るシステムとすべき。この際、価格要素と非価格要素の評価に当たっての重み付けの割合は、効率的電源の確保という観点から価格要素がより反映(価格要素が概ね8割以上)されることが必要。	【要綱案P8】 10 入札する案件が満たすべき条件 (1)上限価格 入札価格に、潮流改善評価割引額およびCO2対策コスト等(当社が最終的なCO2排出係数の調整を行う場合)を考慮した判定価格が、上限価格(当社の自社応札の入札価格から算定する判定価格)以下となることが必要。 なお、上限価格は公表しない。 【要綱案P17】 13 総合評価方式における総合ポイントの算定 (3)総合ポイントによる評価 ・価格要素ポイントと非価格要素ポイントを加算したポイント(以下、総合ポイント)の高いものから順位付けする。 ・総合ポイントは100 Pを満点とする。	非価格要素項目の需給調整機能(DSS・WSS・ガバナフリー・AFC機能等)を具備した場合について、総合ポイント評価前に上限価格以下となる必要があるため、他社電源に限り、総合ポイントは優れているものの判定価格が上限価格を上回るため落札できない事例が発生する。 従って、公平性の確保のため、非価格要素項目の再考又は総合ポイント評価のみによる評価とするべき。	非価格要素については、経年火力の代替電源として当社が期待する項目を設定しており、自社応札電源は、基本的にこれらDSS等の機能を具備し、所要のコストが自社応札価格(上限価格)に織り込まれるものと考えております。このため、他社応札電源が、当社と同様にDSS等の機能を具備し、所要のコストを入札価格に織り込むこととなっても、ご懸念されるような事象は発生しないものと考えております。

2. RFCでいただいたご提案および当社回答 (4/12)

(2) 上限価格に関するご意見 (つづき)

項 目	ガイドライン	要綱案(見直し前)	ご提案	当社回答
	(ii) 非価格要素は、入札実施会社ごとの事情により様々なものが考えられるが、一例を示すと以下のとおり。評価基準及び調整単価については、入札要綱において事前に公表することが必要(評価過程のみに適用)。 (①、③～⑦は省略) ②需給運用の弾力性 ELD運転、AFC運転、ガバナフリー運転や起動停止(DSS)等が可能な電源を、それぞれ需給運用への貢献の度合いに応じて、複数段階で加點評価。			

(3) 遵守すべき法令・基準等に関するご意見

項 目	ガイドライン	要綱案(見直し前)	ご提案	当社回答
耐震設計	【P13】 資本費は、耐震、浸水防止（津波対策）、防火等の災害に対し、適切な技術的対策を講じるための費用が織り込まれていることが前提。	【要綱案P8】 10 入札する案件が満たすべき条件 (4) 遵守すべき法令・基準等 ウ 耐震設計・津波対策 耐震設計は、資源エネルギー庁「電気設備防災対策検討会報告(耐震性関係)(平成7年11月24日)」に示される電気設備の耐震性確保の考え方(※)、およびJEAC3605-2014「火力発電所の耐震設計規程(平成27年3月、一般社団法人日本電気協会)」を満足するものとする。 ※ スライド番号31「参考3 電気設備の耐震性区分と確保すべき耐震性」を参照	耐震設計について、耐震性区分Ⅱの電気設備（タービン、ボイラ等）が確保すべき耐震性として「高レベルの地震動に際しても、著しい（長期的かつ広範囲）供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されていること」が要求されているが、これについては、産業構造審議会のWGで経済産業省の電力安全課長が「ほかのラインであったり、ほかの発電といったもので電力の供給ができれば、それでいいだろう」と解説しており、この点について入札要綱上で明確に示されている必要がある。	ご指摘のとおり、耐震性区分Ⅱの電気設備が確保すべき耐震性として示されている「高レベルの地震動に際しても、著しい（長期的かつ広範囲）供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されていること」については、他の発電所での代替など、トータルでの対策が求められているものであり、応札電源単体に要求されるものではないと考えております。

（3） 遵守すべき法令・基準等に関するご意見（つづき）

項 目	ガイドライン	要綱案(見直し前)	ご提案	当社回答
遵守すべき 法令・基準等 および 受給料金	【P11】 (a) 応札の最低条件 ⑤ 遵守すべき基準 発電設備は、電気事業法、計量法、環境関係諸法令(大気汚染防止法、環境影響評価法等)等、発電事業に関連する諸法令(政令、省令、技術基準等を含む。)を遵守していること。 【P15】 (5) 契約料金 契約料金は、原則として応札価格と同一の価格とする。ただし、接続検討により算定された電源線の敷設費用等の額について確定精算する旨を入札要綱に明記している場合には、この限りではない。	【要綱案P8】 10 入札する案件が満たすべき条件 (4) 遵守すべき法令・基準等 発電設備は、電気事業法、計量法および環境関係諸法令(大気汚染防止法、環境影響評価法等)等の発電事業に関連する諸法令(政令、省令、技術基準等を含む)を遵守していることが必要。 【要綱案 別紙6 受給料金】 4 その他 ・ 追加コストの契約締結後の受給料金への織り込みは、原則、認められないが、石油石炭税相当額の増加等、電気事業法第22条第8項に定める事項については、所定の法手続きにより変更が可能。 ・ 予測しえない大幅な情勢変化が生じた場合などは、その時点で諸情勢も勘案のうえ、契約にもとづき、対応について協議する。	応札者の発電設備は、将来的には、新たな諸法令への適合のための設備改造が必要となると想定されることから、所要のコストは、基本料金算入等により貴社が負担する旨を入札要綱に明記するべき。	法令の変更等により予測し得ない大幅な情勢変化が生じた場合は、両社誠意をもって協議を行うものと考えております。

(4) 利用率低下補正に関するご意見

項 目	ガイドライン	要綱案(見直し前)	ご提案	当社回答
利用率低下補正	【P7】 (5)運転条件の指定 火力入札の募集規模は、運転条件別に指定することを基本とする(その際、入札実施会社は、入札要綱において想定される典型的な運転パターンを例示すること等が求められる。実運転時の運転パターンは、入札後の協議により決定する。)。	【要綱案P5】 9 発電設備の運用条件 (4)通告変更 当社は、当社の責に帰すべき事由により通告電力量の年度累計が年間受給電力量の下限値を下回った場合は、その下回った範囲において、落札者の発電設備の発電効率の低下に対する補正を行うものとし、その詳細については、落札者と協議のうえ、別途定める。	利用率低下補正の詳細については、貴社自社応札設備については、貴社内部での調整事項である一方、他事業者にとっては協議事項となり、公平性を欠くため、予見性を高めるためにも入札要綱に明記すべき。	利用率低下補正については、発電設備の仕様や使用燃料等により異なり、一般化が難しいことから、発電設備の仕様等が確定した後に、個別協議により決定させていただきます。なお、基本的には、発電効率低下に伴う増分コストを電力量料金に付加してお支払いすることになると考えております。

2. RFCでいただいたご提案および当社回答 (8/12)

17

(4) 利用率低下補正に関するご意見 (つづき)

項 目	ガイドライン	要綱案(見直し前)	ご提案	当社回答
利用率低下補正		【標準契約書案A P4 第12条】 【標準契約書案B P4 第13条】 8 乙は、乙の責に帰すべき事由により通告電力量の年度累計が年間受給電力量の下限値を下回った場合は、その下回った範囲において甲の発電効率の低下に対する補正を行うものとし、その詳細については、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。ただし、下回った理由が次の各号のいずれかに該当する電力量については、補正の対象外とする。 (1)天災地変等やむを得ない事由による場合。 (2)保安上の危険がある場合。 (3)乙の系統運用上やむを得ない場合。 (4)その他、乙の責に帰すべきことができない事由による場合で、甲が免責を認めた場合。	補正の対象外の項目について、「(2)保安上の危険がある場合。(3)乙の系統運用上やむを得ない場合。」は、これら2項の全てが乙の責に帰すべきことができない事項とは考え難いことから、「(4)その他、乙の責に帰すべきことができない事由による場合で、甲が免責を認めた場合。」に含めるべき。	<u>ご提案を踏まえ、利用率低下補正の対象外の項目について、「(2)保安上の危険がある場合。(3)乙の系統運用上やむを得ない場合。」を「(2)保安上の危険がある場合または乙の系統運用上やむを得ない場合で、乙の責に帰すべきことができない事由による場合。」に見直すこととし、標準契約書案に反映いたします。</u> ※標準契約書案への反映内容はスライド番号23を参照

(5) 非価格要素に関するご意見

項 目	ガイドライン	要綱案(見直し前)	ご提案	当社回答
非価格要素	【P11】 (b)評価項目 (ii) 非価格要素は、入札実施会社ごとの事情により様々なものが考えられるが、一例を示すと以下のとおり。評価基準及び調整単価については、入札要綱において事前に公表することが必要(評価過程のみに適用)。 (①、③～⑦は省略) ②需給運用の弾力性 E L D 運転、A F C 運転、ガバナフリー運転や起動停止(D S S)等が可能な電源を、それぞれ需給運用への貢献の度合いに応じて、複数段階で加点評価。	【要綱案P17】 13 総合評価方式における総合ポイントの算定 (2)非価格要素ポイントの算出 非価格要素は、満点を20 Pとし、加点項目および加点条件とその配点は、下表のとおり。 (該当項目以外は省略) 1 受給運用の弾力性 ・ DSS機能を有するもの 2点 ・ WSS機能を有するもの 1点 ・ ガバナフリー、AFC機能の両方を有するもの 5点 ・ 最低負荷20%以下 1点 または 30%以下 0.5点	非価格要素項目の周波数調整機能を具備した発電者の効率低下・機会損失・対価等の扱いは、電力システム改革の制度設計が示された後に落札者との協議により決定すべき。 (理由) ・ 周波数調整・需給運用は、将来は中立的な「一般送配電事業者」による調達・運用となる可能性が高いこと。 ・ 発電事業者の需給運用参加に伴う効率低下・機会損失・対価等の扱いは、今後の電力システム改革の制度設計によりルール化されるものと考えられ、それが示された後に両社で協議するのが妥当であること。	周波数調整機能の具備について公平に評価する観点から、非価格要素として加点評価することとしており、別途対価をお支払いすることは考えておりません。このため、周波数調整機能の具備により加点評価された電源については、当社が系統安定のために当該機能を活用することが前提となりますので、これを加味した応札をお願いいたします。

（6）受給料金に関するご意見

項 目	ガイドライン	要綱案(見直し前)	ご提案	当社回答
土木建築工事費の補正	【P9】 （9）応札条件及び評価項目・基準の設定及び事前公表 応札条件及び評価項目・基準については、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定されたものであり、かつ、あらかじめ公表されることにより入札を検討する者にとっての予見可能性が確保されたものであることが必要。また、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り基準・重み付けの考え方について説明されることが必要。	【要綱案 別紙6 受給料金】 2 基本料金 （2）土木建築工事費の補正 ・土木建築工事費については、落札した発電設備が新設またはリプレースの場合、発電所建設工事費のうち、土木建築工事契約については、入札時点と契約締結時点の相違から、工事金額が国内物価によって著しく変動することと考えられる。 ・そのため、落札者があらかじめ希望した場合は、土木建築工事の物価変動に応じた補正を行うものとし、以下の算式にもとづく各年の補正額をそれぞれ加減算し、資本費の補正を行うものとする。 各年の補正額 = 各年の土木建築工事費(補正前) × (環境影響評価書が確定した月の土木物価指数/入札募集受付開始月の土木物価指数- 1)	補正対象とする土木建築工事費については、「補正対象とする土木建築工事費の上限は資本費の25%以内」とあるが、必ずしも25%以下となるものではなく、かつ、将来的に土木建築工事費が高騰する可能性があるため、当該上限規定は削除するべき。	土木建築工事費の補正については、入札の間口を広げる観点から、当社も物価変動リスクの一端を担うとの考えで採用したものであり、ご理解いただきますようお願いいたします。

（6）受給料金に関するご意見（つづき）

項 目	ガイドライン	要綱案(見直し前)	ご提案	当社回答
燃料本体費の調整	【P9】 （9）応札条件及び評価項目・基準の設定及び事前公表 応札条件及び評価項目・基準については、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定されたものであり、かつ、あらかじめ公表されることにより入札を検討する者にとっての予見可能性が確保されたものであることが必要。また、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り基準・重み付けの考え方について説明されることが必要。	【要綱案 別紙6 受給料金】 3 電力量料金 燃料本体費単価 入札価格の可変費(燃料本体費)単価に、各月ごとに、基準となる入札時の燃料本体費の前提とした貿易統計におけるC I F 価格(一般炭、原油、LNG)と、当該月に適用する貿易統計におけるC I F 価格との変動率にて算定した燃料本体費調整係数を乗じた単価とする。	燃料本体費の調整について、貿易統計は重量や体積あたり実勢価格を示すものであり、単位あたり熱量の変動を反映していないため、資源エネルギー庁発表の「標準発熱量」などによる熱量補正を行うべき。	貿易統計では単位あたり熱量が公表されていないことや、資源エネルギー庁が発表する標準発熱量は概ね5年毎に改定されるものであること等を踏まえると、適切かつ公平に熱量変動の補正を行うことは困難と考えております。このため、応札者側にて、熱量変動を加味した燃料価格の設定をお願いいたします。

（6）受給料金に関するご意見（つづき）

項 目	ガイドライン	要綱案(見直し前)	ご提案	当社回答
燃料調達諸経費の調整	【P9】 （9）応札条件及び評価項目・基準の設定及び事前公表 応札条件及び評価項目・基準については、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定されたものであり、かつ、あらかじめ公表されることにより入札を検討する者にとっての予見可能性が確保されたものであることが必要。また、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り基準・重み付けの考え方について説明されることが必要。	【要綱案 別紙6 受給料金】 3 電力量料金 燃料調達諸経費単価 入札価格の可変費(燃料調達諸経費)単価に、毎年度4月に、基準となる指標(平成26年度の一人あたり雇用者報酬指数、企業物価指数、消費者物価指数)と当該年度の指標との変動率にて算定した燃料調達諸経費調整係数を乗じた単価とする。 燃料調達諸経費は、石油石炭税等、電力量に応じて増減するものの当該C I F 価格には連動しない費用とする。なお、使用燃料が当該C I F 価格に連動しない場合は、燃料調達諸経費に含めてください。	燃料関係諸経費の 에스カレーション率は、示された指標以外の指標に基づく算定も可能とするべき。 また、こうした個別指標にもとづく価格で落札した場合は、受給料金にも反映させるべき。	各応札者の入札価格については、公平性の観点から、同一条件のもとで評価する必要があります。入札要綱案で示した4つの指標は、燃料調達諸経費の変動を示す一般的な指標と考えており、当該指標での調整とさせていただきます。

3. RFCでいただいたご提案等を踏まえた 要綱案の見直しについて

1. R F Cでのご提案を踏まえた見直し

(利用率低下補正に係る免責規定)

項 目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
[標準契約書案A] 第12条 [標準契約書案B] 第13条	8 乙は、乙の責に帰すべき事由により通告電力量の年度累計が第2項に定める年間受給電力量の下限値を下回った場合は、その下回った範囲において甲の発電設備の発電効率の低下に対する補正(以下「利用率低下補正」という。)を行うものとし、その詳細については、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。ただし、通告電力量の年度累計が年間受給電力量の下限値を下回った場合で、その下回った電力量のうち、下回った理由が次の各号のいずれかに該当する電力量については、補正の対象外とする。 (1)天災地変等やむを得ない事由による場合。 <u>(2)保安上の危険がある場合。</u> <u>(3)乙の系統運用上やむを得ない場合。</u> <u>(4)</u>その他、乙の責に帰すべきことができない事由による場合で、甲が免責を認めた場合。	8 乙は、乙の責に帰すべき事由により通告電力量の年度累計が第2項に定める年間受給電力量の下限値を下回った場合は、その下回った範囲において甲の発電設備の発電効率の低下に対する補正(以下「利用率低下補正」という。)を行うものとし、その詳細については、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。ただし、通告電力量の年度累計が年間受給電力量の下限値を下回った場合で、その下回った電力量のうち、下回った理由が次の各号のいずれかに該当する電力量については、補正の対象外とする。 (1)天災地変等やむを得ない事由による場合。 <u>(2)保安上の危険がある場合または乙の系統運用上やむを得ない場合で、乙の責に帰すべきことができない事由による場合。</u> <u>(3)</u>その他、乙の責に帰すべきことができない事由による場合で、甲が免責を認めた場合。

2. その他の見直し

(発電設備の運用条件)

項 目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
[要綱案P5] 9 発電設備の運用条件	(3) 受給パターンの決定および年間受給電力の通告 ・当社は、発電設備の点検・補修または電力系統の点検、修繕もしくは変更工事により、年間受給電力量の下限値以上の電力の受給を行うことができないと判断した場合は、落札者と協議のうえ、当該下限値を下回る年間受給電力量を通告することができるものといたします。	(3) 受給パターンの決定および年間受給電力の通告 ・当社は、発電設備の点検・補修または電力系統の点検、修繕もしくは変更工事により、年間受給電力量の下限値以上の電力の受給を行うことができないと判断した場合は、落札者と協議のうえ、当該下限値を下回る年間受給電力量を通告することができるものといたします。 <u>この場合、当社は、落札者に対し当該年間受給電力量の通告を行う理由を説明するものといたします。</u>
[標準契約書A] 第12条 [標準契約書B] 第13条	4 第2項の定めにかかわらず、乙は、発電設備の点検・補修または電力系統の点検、修繕もしくは変更工事により、年間受給電力量の下限値以上の電力の受給を行うことができないと判断した場合は、甲と協議のうえ、年間受給電力量の下限値を下回る年間受給電力量を通告することができるものとする。	4 第2項の定めにかかわらず、乙は、発電設備の点検・補修または電力系統の点検、修繕もしくは変更工事により、年間受給電力量の下限値以上の電力の受給を行うことができないと判断した場合は、甲と協議のうえ、年間受給電力量の下限値を下回る年間受給電力量を通告することができるものとする。 <u>この場合、当社は、落札者に対し当該年間受給電力量の通告を行う理由を説明するものものといたします。</u>

4. 競争性を高めるための対策／情報遮断ルール

- 複数の事業者から応札していただくために、以下の取り組みを実施。

項 目	内 容
出前説明会の実施	入札募集要綱の内容について、より理解を深めていただくために、事業者からの希望に応じて個別説明会を実施（当社ホームページや全体説明会の場でアナウンス）
説明会参加企業へのフォローアップ	入札説明会に参加いただいた企業に対し、電話・訪問等により、応札をご検討いただくよう働きかけを実施
説明会不参加企業等への周知	- IPPなど発電実績を有する企業に対し、ダイレクトメール等により、火力入札の実施について周知するとともに、応札をご検討いただくよう働きかけを実施 - 発電事業に関係する企業が出席する会合等の機会を捉えて、応札をご検討いただくよう声掛けを実施 （実施例）6月4日に開催された「日本動力協会（エネルギー関連の115社・団体が加盟）」の会合でPRを実施
英語版の入札募集要綱（概要版）の作成	海外企業からの入札の可能性も考慮し、英語版の入札募集要綱（概要版）を作成し、公表する予定

- 情報遮断の必要な「応札者の入札関連情報」について、以下のとおり、情報管理を徹底。

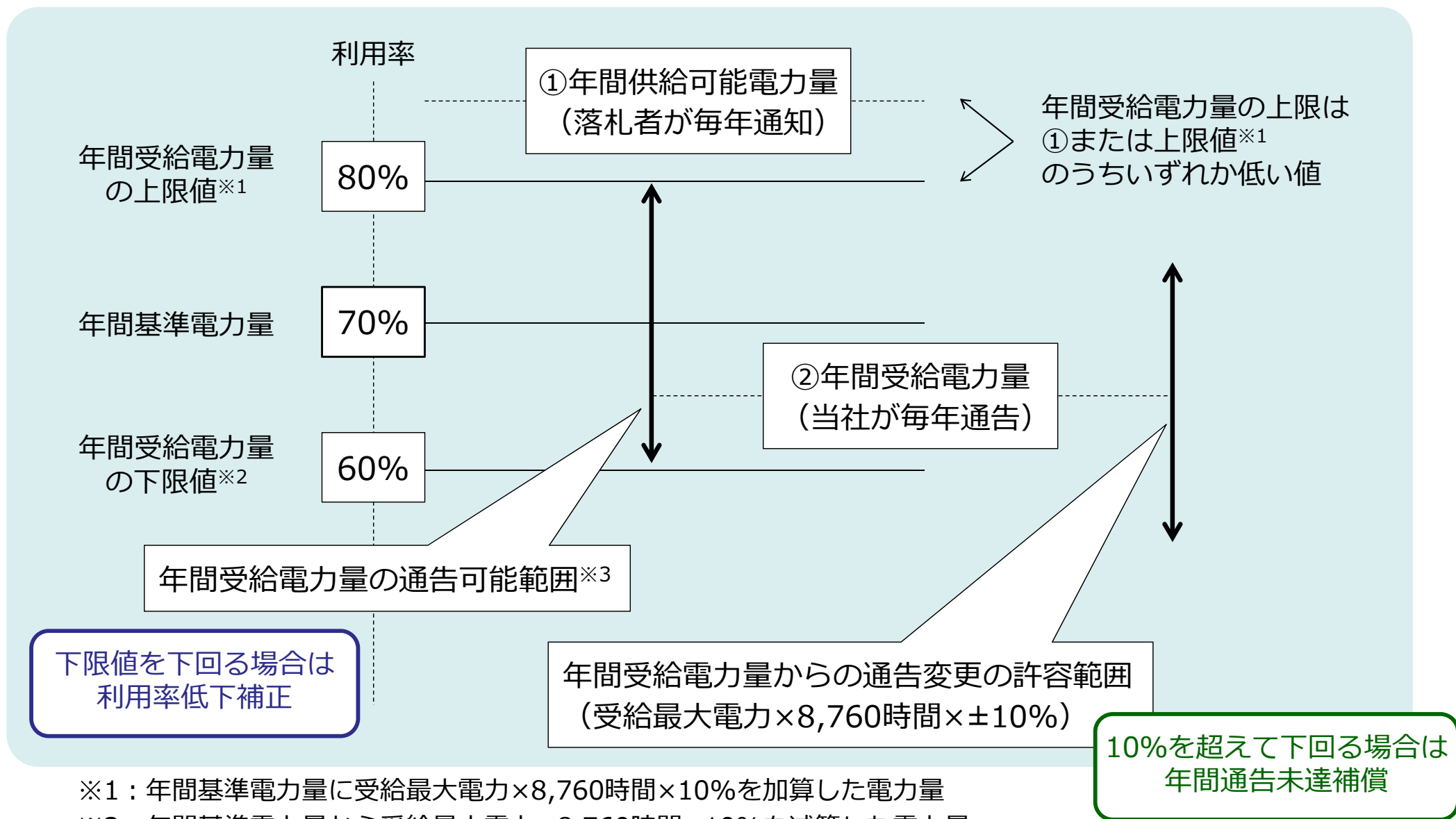
項 目	主 な 内 容
社内ルールの制定	入札関連情報を取扱う部門の情報遮断ルールとして「火力電源入札に関する情報管理要領」を制定するとともに、社内イントラネットに掲載
情報管理体制	- 入札関連情報の取扱部門を お客さま本部営業部 受給グループおよび当該グループを統括する営業部長に限定 - 営業部長を情報管理責任者、受給グループリーダーを情報管理者に設定
情報の保全	- 入札関連情報を含む文書は施錠可能なキャビネットに保管 - 電子データは、他部門がアクセスできない専用データベースに保存
他部門への開示	- 入札書類の審査等で他部門に入札関連情報の開示が必要な場合は、名称の符号化やマスキング等をしたうえで、情報管理者が承認 - 電子メールを使用する場合は、情報管理者を同文送付先[cc]に指定して送信
内部監査の実施	上記社内ルールの遵守状況について、考査室による内部監査を実施
違反した従業員への罰則	社員就業規則に則り、懲戒委員会を経て、適切に処分
取締役の扱い	- 各役員は、会社法の善管注意義務にもとづく情報漏洩禁止の義務あり - 落札候補者を決定する常務会・取締役会等で応札情報が提示される場合は、付議者から機密情報であることを各役員に説明し、情報遮断を徹底

<参考> ガイドライン（P5抜粋）

（7）入札実施会社は、公正かつ有効な競争の観点から、火力入札の実施を通じて知り得た他の一般電気事業者や発電事業者に関する情報を、当該火力入札を実施する目的以外の目的のために利用すること等公正かつ有効な競争を阻害する行為を行うことのないよう、情報の保全その他必要な措置を講じるものとする。

参考資料

■ 年間基準利用率70%の場合の例

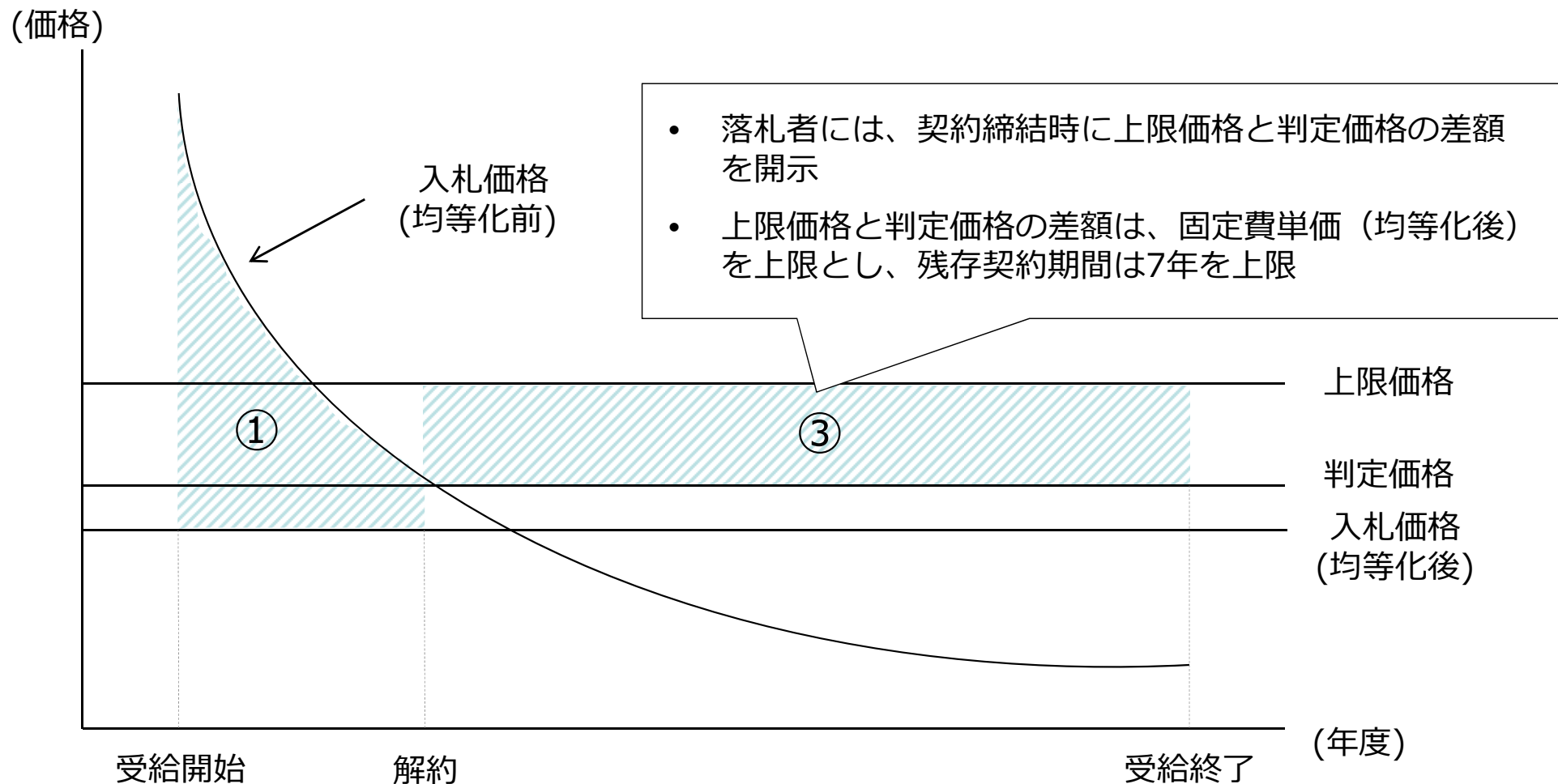


※1：年間基準電力量に受給最大電力×8,760時間×10%を加算した電力量

※2：年間基準電力量から受給最大電力×8,760時間×10%を減算した電力量

※3：協議により、年間供給可能電力量の範囲内で年間受給電力量の上限値を上回る通告、または年間受給電力量の下限値を下回る通告が可能

■ 受給開始後に、落札者の責により契約解除する場合の補償イメージ



- ① 受給開始から解約時点までの入札価格（均等化前）と 入札価格（受給期間で均等化した価格）の差額精算（上図①）
- ② 系統アクセス設備の残存価額および撤去費用の実費
- ③ 上限価格と判定価格の差額の残存契約期間に対応する金額（上図③）

- 「電気設備防災対策検討会報告（耐震性関係）-H7.11.24-」で示された耐震性確保の考え方は、下表のとおり。

耐震性区分	区分 I	区分 II
電気設備の区分	ダム、LNG地上式タンク、 LNG地下式タンク、油タンク （一旦機能損失した場合に人命に重大な影響を与える可能性のある電気設備）	発電所建屋、タービン、ボイラ、 変電設備、送電設備、配電設備、 給電所、電力保安通信設備 等 （区分 I 以外の電気設備）
一般的な地震動※1 に際し、	個々の設備毎に機能に重大な支障が生じないこと	
高レベルの地震動※2 に際しても、	人命に重大な影響を与えないこと	著しい（長期的かつ広範囲）供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること

※1 供用期間中に 1 ～ 2 度程度発生する確率を持つ一般的な地震動

※2 発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動